



福岡医発第 72 号(地)
令和 2 年 4 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県子ども医療費支給制度等の改正について

本県においては、子ども医療費支給制度を令和 3 年 4 月より、下記のとおり助成対象年齢を中学 3 年生まで引き上げることとなっており、今般、福岡県福祉労働部児童家庭課並びに障がい福祉課より通知がありました。

詳細につきましては、別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本県の制度改正に伴い、多くの市町村で令和 3 年 4 月までに制度の拡充が行われる予定となっており、今後、各市町村の制度が改正され次第、同課よりとりまとめの上、改めて情報提供していただきますことを申し添えます。

記

【制度の改正内容】(令和 3 年 4 月～)
(現行制度)

	自己負担		所得 制限
	入院	通院	
3 歳未満	なし		
3 歳以上 就学前	500 円／日 (月 7 日上限)	800 円／月	児童手 当準拠
小学生	500 円／日 (月 7 日上限)	1,200 円／月	児童手 当準拠



(改正後)

	自己負担		所得 制限
	入院	通院	
3 歳未満	なし		
3 歳以上 就学前	500 円／日 (月 7 日上限)	800 円／月	児童手 当準拠
小学生	500 円／日 (月 7 日上限)	1,200 円／月	児童手 当準拠
中学生 (対象年 齢拡大)	500 円／日 (月 7 日上限)	1,600 円／月	児童手 当準拠

※薬局での自己負担はこれまでどおりありません。
※市町村ごとに、対象年齢や自己負担が異なります。

- ・子ども医療費支給制度への改正に伴い、重度障がい者医療費支給制度も改正されます。

【制度の改正内容】（令和３年４月～）

（現行制度）

	自己負担		所得 制限	精神 入院
	入院	通院		
3 歳未満	なし			
3 歳以上 小学生	〈一般〉 500 円／日 (月 7 日上限) 〈低所得〉 300 円／日 (月 7 日上限)	500 円／ 月	児童手 当準拠	○
中学生 以上	〈一般〉 500 円／日 (月 20 日上限) 〈低所得〉 300 円／日 (月 20 日上限)	500 円／ 月	特別障 害者手 当準拠	×



（改正後）

	自己負担		所得 制限	精神 入院
	入院	通院		
3 歳未満	なし			
3 歳以上 小学生	〈一般〉 500 円／日(月 7 日上限) 〈低所得〉 300 円／日(月 7 日上限)	500 円／ 月	児童手 当準拠	○
中学生 (負担軽減)	〈一般〉 500 円／日(月 7 日上限) 〈低所得〉 300 円／日(月 7 日上限)	500 円／ 月	児童手 当準拠	○
高校生 (15 歳) 以上	〈一般〉 500 円／日(月 20 日上限) 〈低所得〉 300 円／日(月 20 日上限)	500 円／ 月	特別障 害者手 当準拠	×

※子ども医療と同様、市町村ごとに制度の内容が異なります。

公印省略

1児第 1993 号

1障第 3264 号

令和2年3月30日

公益社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部児童家庭課長

(ひとり親家庭支援係)

福岡県福祉労働部障がい福祉課長

(医療・給付係)

福岡県子ども医療費支給制度等の改正について

日頃より、本県福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県におきましては、子ども医療費支給制度を改正し、令和3年4月から、助成対象年齢を中学3年生まで引き上げることとしております。

つきましては、別添の資料を作成しましたので、参考として送付させていただきます。

なお、本県の制度改正に伴い、多くの市町村で令和3年4月までに制度の拡充が行われる予定となっております。今後、各市町村の制度が改正され次第、とりまとめの上、あらためて情報提供させていただきます。

2年 4.01

福岡県子ども医療費支給制度等について

福岡県では、県内の市町村に補助している子ども医療費支給制度を改正し、令和3年4月から、助成対象年齢を中学3年生まで引き上げます。

これに伴い、下記のとおり県制度の改正を予定しておりますので、御確認願います。

県制度の改正内容 R3.4～

【対象年齢】 「小学6年生まで」→「中学3年生まで」に引上げ

【自己負担】 中学生の自己負担 入院：500円/日（月7日限度）
通院：1,600円/月

※薬局での自己負担はこれまで通りありません。

(現行制度)				⇒	(改正案)			
自己負担			所得制限		自己負担			所得制限
入院		通院			入院		通院	
3歳未満	なし				3歳未満	なし		
3歳以上 就学前	500円/日 (月7日上限)	800円/月	児童手当 準拠		3歳以上 就学前	500円/日 (月7日上限)	800円/月	児童手当 準拠
小学生	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	児童手当 準拠		小学生	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	児童手当 準拠
					中学生 (対象年齢拡大)	500円/日 (月7日上限)	1,600円/月	児童手当 準拠

※ 太字ゴシックの部分が今回の見直しに係る部分

※市町村ごとに、対象年齢や自己負担が異なります

○子ども医療費支給制度の改正に伴い、重度障がい者医療費支給制度も改正されます。

子ども医療費助成との均衡を図る観点から、以下の点が変更となります。

＜県制度の改正内容＞R3.4～

- ・中学生の自己負担額が変わります（子ども医療に合わせるもの）。
- ・中学生の所得制限について、子ども医療と同様に児童手当準拠となります。
※高校生以上については、これまで通り特別障害者手当準拠です。
- ・中学生の精神入院を助成対象とします。
※高校生以上については、これまで通り助成対象外です。

(現行制度)

	自己負担		所得制限	精神入院
	入院	通院		
3歳未満	なし			
3歳以上小学生	500円/日 (低所得:300円/日) (月7日上限)	500円/月	児童手当 準拠	○
中学生以上	500円/日 (低所得:300円/日) (月20日上限)	500円/月	特別障害者手当 準拠	×

(改正案)

	自己負担		所得制限	精神入院
	入院	通院		
3歳未満	なし			
3歳以上小学生	500円/日 (低所得:300円/日) (月7日上限)	500円/月	児童手当 準拠	○
中学生 (負担軽減)	500円/日 (低所得:300円/日) (月7日上限)	500円/月	児童手当 準拠	○
高校生 (15歳)以上	500円/日 (低所得:300円/日) (月20日上限)	500円/月	特別障害者手当 準拠	×

※ 太字ゴシックの部分が今回の見直しに係る部分

※子ども医療と同様、市町村ごとに制度の内容が異なります